

○地域子ども・子育て支援事業（法定事業）に講ずる措置等

（子ども・子育て支援法第 62 条第 2 項第 4 号）

（１）利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

また、利用者の支援に際しては、利用者の視点に立った寄り添う支援を行い、子育て家庭の不安感や負担感を軽減する役割が期待されています。

○事業に従事する者の確保及び資質の向上に向けた取組

●こども家庭センター型（こども家庭課）

統括支援員など市町村職員等を対象とした研修の実施や先行事例の共有などを通じて、市町村の取組を支援します。

●基本型・特定型（子育て支援課 母子保健・子育て支援室）

◆事業実施にかかる経費への支援等により市町村の取り組みを推進するほか、人材育成、人材確保を支援します。

◆各市町村の子育て相談窓口などの利用者支援の質の向上を目指すとともに、子育て相談対応の機能強化を図るため、研修等により制度の周知や好事例の横展開などを実施します。

○５年後に目指す姿

指標	現状（令和 6 年度）	令和 11 年度
こども家庭センター型（こども家庭センターの設置）	8 市町（R6.11）	全市町村

（２）地域子育て支援拠点事業（子育て支援課 母子保健・子育て支援室）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

○事業に従事する者の確保及び資質の向上に向けた取組

◆子育て支援員研修により拠点職員等の人材育成、人材確保を支援します。

◆保育所やあったかふれあいセンター、子育てサークル等と連携し、地域資源を活用した身近な地域での子育ての場の拡充の取組を支援します。

◆妊娠期からの利用や父親の育児参画を促す取組を推進する市町村を支援します。

◆拠点職員等の資質向上のため研修や情報交換会等を実施します。

◆妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援体制の構築に向け、関係機関との連携を図ります。

○ 5 年後に目指す姿

指標	現状（令和 6 年度）	令和 11 年度
地域子育て支援拠点の設置か所数	25 市町村 1 広域連合 50 か所	現状維持

（３）妊婦健康診査（子育て支援課 母子保健・子育て支援室）

安全・安心な出産のために重要であり、母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦に対して、a 妊娠週数に応じた問診、診察等による健康状態の把握、b 検査計測、c 保健指導を実施するとともに、妊娠期間をとらして適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

○事業に従事する者の確保及び資質の向上に向けた取組

- ◆妊娠中の健康管理の重要性の啓発に努めます。
 - ・妊婦自身の主体的な健康管理意識の啓発
 - ・思春期からの意識の啓発
- ◆本県独自に妊婦健康診査の検査項目を追加し、早産防止を目的とした医学的管理を徹底します。
 - ・妊娠初期の膣分泌物の細菌検査
 - ・妊娠中期の子宮頸管長の測定
- ◆母子保健事業従事者の資質の向上に取り組めます。
 - ・市町村等の母子保健従事者を対象とした「母子保健指導者研修会」の実施

○ 5 年後に目指す姿

全市町村で、14 回の妊婦健康診査の公費負担は実施されているため、引き続き確実に実施する。妊婦健康診査の実施に係る市町村の負担を軽減するための支援及び妊婦自身の主体的な健康管理のための啓発を引き続き行い、妊娠初期から出産までに正期産（妊娠 37 週～41 週）の場合で概ね 14 回の定期的な健診を受診している妊婦の増加と未受診のまま出産に至る方の減少を図ります。

（４）妊婦等包括相談支援事業（子育て支援課 母子保健・子育て支援室）

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助（伴走型相談支援）を行う事業です。

○事業に従事する者の確保及び資質の向上に向けた取組

市町村の母子保健担当者を対象とした研修会を実施し、面談や相談対応等に従事する者の資質の向上に取り組めます。

○ 5 年後に目指す姿

5 年後も全市町村（※）における妊婦等包括相談支援が引き続き実施されているとともに、相談対応等に従事する市町村の母子保健担当者の資質向上を図ります。

（※）令和 5 年度交付金活用は 14 市町村

（５）産後ケア事業（子育て支援課 母子保健・子育て支援室）

退院直後から生後 1 年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。短期入所型（宿泊型）、通所型（デイサービス型）、居宅訪問型（アウトリーチ型）の 3 類型があり、令和 3 年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となっています。

○事業に従事する者の確保及び資質の向上に向けた取組

市町村の母子保健担当者を対象とした研修会や連絡会等を通して、安心、安全で質が担保された事業の実施に向けて取り組みます。

○ 5 年後に目指す姿

全市町村で産後ケア事業は実施されているが、3 類型のうち 1 類型のみ実施の市町村もあるため、通所型等の受け皿が拡大し地域偏在が緩和されることを目指します。

また、産後ケア事業がユニバーサルなサービスであることが広く周知されることにより、産後ケア事業の利用率向上を図ります。

（６）乳児家庭全戸訪問事業（子ども家庭課）

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報提供を行うとともに、乳児及びその保護者の心身の状況と養育環境を把握するほか、養育相談に応じて、助言その他の援助を行う事業です。

○事業に従事する者の確保及び資質の向上に向けた取組

- ・当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
- ・市町村職員等を対象とした研修の実施等により、市町村の取組を支援します。

○ 5 年後に目指す姿

指標	現状	令和 11 年度
事業実施市町村数	全市町村（R5） （うち補助金交付 18 市町村）	全市町村

（７）養育支援訪問事業（子ども家庭課）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

○事業に従事する者の確保及び資質の向上に向けた取組

- ・当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
- ・市町村職員等を対象とした研修の実施等により、市町村の取組を支援します。

○５年後に目指す姿

指標	現状	令和 11 年度
事業実施市町村数	17 市町（R5）	対前年度比維持又は増

（８）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（子ども家庭課）

市町村において、子どもを守る地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び関係機関等の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応につなげる事業です。

○事業に従事する者の確保及び資質の向上に向けた取組

- ・当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
- ・児童福祉司任用前講習会の開催、児童相談所による市町村職員等を対象とした研修の実施や助言、要保護児童対策地域協議会への参画を行うことにより、市町村の取組を支援します。

○５年後に目指す姿

指標	現状	令和 11 年度
事業実施市町村数	4 市町（R5）	対前年度比維持又は増

（９）子育て世帯訪問事業（子ども家庭課）

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

○事業に従事する者の確保及び資質の向上に向けた取組

- ・当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
- ・市町村職員等を対象とした研修の実施等により、市町村の取組を支援します。

○ 5 年後に目指す姿

指標	現状	令和 11 年度
事業実施市町村数	－ (R5)	対前年度比維持又は増

(10) 児童育成支援拠点事業 (子ども家庭課)

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

○ 事業に従事する者の確保及び資質の向上に向けた取組

- ・当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
- ・市町村職員等を対象とした研修の実施等により、市町村の取組を支援します。

○ 5 年後に目指す姿

指標	現状	令和 11 年度
事業実施市町村数	－ (R5)	対前年度比維持又は増

(11) 親子関係形成支援事業 (子ども家庭課)

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

○ 事業に従事する者の確保及び資質の向上に向けた取組

- ・当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
- ・市町村職員等を対象とした研修の実施等により、市町村の取組を支援します。

○ 5 年後に目指す姿

指標	現状	令和 11 年度
事業実施市町村数	－ (R5)	対前年度比維持又は増

(12) 子育て短期支援事業 (子ども家庭課)

保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

○事業に従事する者の確保及び資質の向上に向けた取組

- ・当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
- ・市町村職員等を対象とした研修の実施等により、市町村の取組を支援します。

○5年後に目指す姿

指標	現状	令和11年度
事業実施市町村数	12市町(R5)	対前年度比維持又は増

(13) ファミリー・サポート・センター事業 (子育て支援課 母子保健・子育て支援室)

乳幼児や小学生等の児童の子育て中の保護者等を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する方と、当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関して、連絡・調整を行う事業です。

○事業に従事する者の確保及び資質の向上に向けた取組

- ◆子育て支援員研修により提供会員やアドバイザーの人材育成、人材確保を支援します。
- ◆ファミリー・サポート・センター事業の活動状況や取組方法などについて理解を深めることにより、支援の拡大や充実に繋げていきます。また、実施市町村の活動を広報することにより、会員の増加につなげるよう様々な機会を捉え周知を行っていきます。
 - ・SNSによる効果的な広報の実施
 - ・子育てイベントでの広報、啓発リーフレットの作成・配布
 - ・関係各課の広報誌等への掲載
- ◆提供会員の資質向上に向け情報交換会等を実施します。
- ◆援助技術の向上を図るための登録会員向けの講習会の運営に対して、財政的支援を継続して行います。

○5年後に目指す姿

指標	現状(令和6年度)	令和11年度
ファミリー・サポート・センター提供会員	1,085人(9月末)	1,350人

(14) 一時預かり事業（幼保支援課）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点やその他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

第2種社会福祉事業として位置づけられ、4つの事業類型があります。

- ①一般型：保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を預かる事業
- ②余裕活用型：保育所や認定こども園等で利用定員に達していない場合に、乳幼児を定員で受け入れる事業
- ③幼稚園型：幼稚園又は認定こども園において、1号認定の在籍園児の教育標準時間以上の利用の実施等（園児以外の子どもの一時預かりも併せて実施可能）
- ④居宅訪問型：児童の居宅において実施（障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合等一定の要件に該当する者）

○事業に従事する者の確保及び資質の向上に向けた取組

- ◆保育従事者の研修（子育て支援員研修）について、人材確保の状況を市町村に確認しながら、継続して取り組んでいます。
- ◆一時預かり保育の質の向上について市町村と連携して取り組んでいます。

○5年後に目指す姿

指標	現状（令和6年度）	令和11年度
一時預かり事業の実施か所数	26市町村 103か所	27市町村 108か所 （調整中）

(15) 延長保育事業（幼保支援課）

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外において、認定こども園や保育所等で保育を実施する事業です。

2つの事業類型に応じた事業の実施が可能です。

- ①一般型：保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日、及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施
- ②訪問型：居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える時間や保育所等における延長保育の利用児童数が1名となった場合に、児童の居宅に訪問し事業を実施

○事業に従事する者の確保及び資質の向上に向けた取組

- ◆保育従事者の研修（子育て支援員研修）について、人材確保の状況を市町村に確認しながら、継続して取り組んでいます。
- ◆延長保育が必要な乳幼児が少人数の場合には、施設での預かり以外の子育て支援サービス等の実施についても検討します。
 - ・ファミリー・サポート・センター事業の活用

○ 5年後に目指す姿

指標	現状（令和6年度）	令和11年度
延長保育事業の実施か所数	14市町村 145か所	14市町村 144か所 （調整中）

（16）病児保育事業（幼保支援課）

保育を必要としている乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているもの又は、病気の回復期ではあるものの集団保育が困難と認められるものを、病院や保育所等に付設された専門スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

3つの事業類型の事業の実施が可能です。

- ①病児・病後児対応型：病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施
- ②体調不良児対応型：児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応などを図る
- ③非施設型（訪問型）：地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅を訪問し、一時的に保育を実施

○事業に従事する者の確保及び資質の向上に向けた取組

小児科医不在など協力医療機関の確保が困難な地域については、施設型病児保育事業の広域での実施に向けた取組を支援することにより、地域ニーズに応じた事業実施を促進します。

○ 5年後に目指す姿

指標	現状（令和6年度）	令和11年度
病児・病後児対応型（非施設型を含む）の実施か所数	7市町村 19か所	9市町村 22か所 （調整中）
体調不良児対応型の実施か所数	7市町村 81か所	7市町村 83か所 （調整中）

17）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（生涯学習課）

労働等により昼間保護者が家庭にいない児童を対象として、放課後や長期休業時などに、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

○事業に従事する者の確保及び資質の向上に向けた取組

放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、運営補

助や施設整備への助成を行います。また、放課後児童支援員等の人材育成、人材確保に向けた研修を実施します。

○ 5 年後に目指す姿

指標	現状（令和 6 年度）	令和 11 年度
放課後児童支援員等資質向上研修に職員が出席する放課後子ども教室及び放課後児童クラブの割合を 100%とする	—	100%

（18）実費徴収に係る補足給付を行う事業（幼保支援課）

低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用等の一部を助成する事業です。

- ①日用品・文房具等に要する費用 対象：生活保護世帯（第 1 階層）
- ②副食材料費に要する費用 対象：新制度に移行していない幼稚園の低所得世帯（第 1 ～ 3 階層）及び第 3 子以降

○事業に従事する者の確保及び資質の向上に向けた取組

各市町村のニーズ量や実施の意向を踏まえて、必要に応じて支援します。

（19）多様な事業者の参入促進・能力活用事業（幼保支援課）

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進めるうえで、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を構築する事業です。

- ①新規参入施設等への巡回支援
市町村が新規参入事業者に対して、保育士 O B など事業経験のある者を活用した巡回支援等を行う。
- ②認定こども園特別支援教育・保育経費
健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する。
- ③地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援
小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、その利用料の一部を給付する。

○事業に従事する者の確保及び資質の向上に向けた取組

各市町村のニーズ量や実施の意向を踏まえて、必要に応じて支援します。

（20）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） （幼保支援課）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

（2025 年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026 年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施されます。）

○事業に従事する者の確保及び資質の向上に向けた取組

- ◆保育従事者の研修（子育て支援員研修）について、人材確保の状況を市町村に確認しながら、継続して取り組んでいきます。
- ◆こども誰でも通園制度の保育の質の向上について、市町村と連携して取り組んでいきます。

○5年後に目指す姿

指標	現状（令和6年度）	令和7年度
こども誰でも通園制度の実施か所数	1市3か所 （試行的事業）	3市5か所 （調整中）

○特別な支援を必要とするこども・家庭への支援

(子ども・子育て支援法第 62 条第 2 項第 5 号)

1. 児童虐待の防止 (子ども家庭課)

令和 5 年度の本県における児童虐待に係る相談対応件数のうち、虐待と認定し対応した件数は、448 件で高い水準で推移するとともに、こどもや家庭を取り巻く課題は複雑化、多様化しています。虐待を受けているこどもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を行うため、相談支援体制の強化を図り、関係機関の連携のもと社会全体で見守り解決する取組を進めます。

○ 5 年後に目指す姿

指標	現状 (令和 6 年度)	令和 11 年度
重大な児童虐待事案発生「ゼロ」の継続	0 件	0 件

◆市町村との連携 (子ども・子育て支援法第 62 条第 2 項第 6 号)

児童虐待からこどもを守るために、発生予防から早期発見、早期対応、こどもの保護、保護者等への支援等について、児童相談所と市町村、関係機関が密に連携しながら迅速・適切な対応を目指します。

(1) こども家庭センターの整備及び家庭支援の推進

○ 現状と課題

市町村において、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対する包括的な相談支援体制の強化を図るため、母子保健部門 (旧子育て世代包括支援センター) と児童福祉部門 (旧子ども家庭総合支援拠点) を一体化する「こども家庭センター」の設置が求められています。また、支援が必要な家庭に対する支援の充実を図る必要があります。

■ 取組の方向性

①こども家庭センターの円滑な設置促進

こども家庭センターの設置運営にかかる経費への補助や先行事例の共有などを通じて、市町村の取り組みを支援します。

②家庭支援事業 (地域子ども・子育て支援事業)

各市町村において、地域の実情に応じた家庭支援事業を実施できるよう、必要な支援を行います。

③児童虐待の発生予防・早期発見

虐待対応ダイヤル「189 (いちはやく)」など相談窓口の周知やオレンジリボンキャンペーンを活用した官民協働の啓発活動などにより、児童虐待防止にかかる県民の意識啓発に取り組みます。

(2) 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援

○ 現状と課題

① 妊産婦等の生活援助

予期せぬ妊娠等に関する正しい情報の提供、アクセスしやすい環境整備が必要です。

② 困難な問題を抱える女性等への支援

女性相談支援センターにおいて、困難な問題を抱える女性の相談を受け付けており、若年妊婦等への支援においては、民間の支援機関や医療機関等との連携した支援が必要です。

■ 取組の方向性

① 妊産婦等の生活援助

予期せぬ妊娠や困難を抱える妊産婦等に対する相談支援体制の強化に取り組みます。

② 困難な問題を抱える女性等への支援

若年妊婦等への支援を包括的に実施するため、関係機関との連携を強化します。

(3) 親子関係の再構築等支援

○ 現状と課題

社会的養育全ケースについて、「親子関係再構築」の視点で支援シートを作成し、進捗管理を実施しています。しかし、保護者側の支援ニーズは多岐にわたり、再構築につながらないこともあります。

■ 取組の方向性

子どもと保護者・家族の抱えるリスクやニーズ、ストレングスを十分アセスメントし、保護者等と支援の内容を目に見える形で共有しながら親子関係の修復や再構築を支援します。

(4) こども家庭福祉分野に携わる人材の確保・育成支援

○ 現状と課題

① こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進、児童相談所の体制強化等

児童虐待の発生予防、早期発見、発生時の迅速な対応のため、相談支援体制のさらなる強化が必要です。

■ 取組の方向性

① こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進、児童相談所の体制強化等

子どもや家庭が抱える複雑かつ困難な課題や多様な支援ニーズに対応するため、児童相談所職員のさらなる専門性の向上を図るとともに、市町村職員の相談対応力の強化に向けた支援を行います。

また、施設職員や児童相談所職員の負担軽減を図るため、ICTを活用することで業務効率化を図ります。

2. 社会的養護体制の充実・強化（子ども家庭課）

社会的養育について、子どもたちがより家庭に近い環境で安心して生活を送るとともに、施設等を退所した後も自立に向けた支援が受けられることで、夢や希望を持って成長できる環境の整備に向けた施策を進めます。

○ 5年後に目指す姿

指標	現状	令和 11 年度
里親等委託率	30.4%（R5 末）	54.3%

◆市町村との連携（子ども・子育て支援法第 62 条第 2 項第 6 号）

都道府県（児童相談所）は、市町村の業務が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識・技術や広域的な対応が必要な業務を適切に行うこととされています。

こどもの健やかな育成のため、市町村と児童相談所が密に連携しながら、養育の困難さを抱える家庭に対する支援を行うとともに、こどもの最善の利益を踏まえ、適切な代替養育につなげます。

（1）社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

○ 現状と課題

①里親等委託の推進、特別養子縁組の推進

里親委託率は増加傾向にあるものの、新たな里親の開拓や未委託里親に対する委託に向けた継続的なサポートが必要です。

また、こどもに適切な養育環境が提供できるよう、委託里親に対する養育力の向上など、里親が安心して養育できる支援体制のさらなる充実が必要です。

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等

家庭や里親等での養育が困難又は適当でない場合は、こどもができる限り良好な家庭的環境において養育されるとともに、多くの機関による複合的な継続支援が必要です。

■ 取組の方向性

①里親等委託の推進、特別養子縁組の推進

里親のリクルート、トレーニング、里親等委託に向けた調整、養育支援及びこどもの自立支援までを包括的に実施する「里親支援センター」を設置し、里親支援の充実を図ります。

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等

「できる限り良好な家庭環境」を確保するため、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進します。

それぞれの施設が持つ専門性を生かして、高機能化及び多機能化・機能転換を推進します。

また、研修等の実施により施設等職員の専門性の向上を支援します。

(2) こどもの権利擁護の推進

○ 現状と課題

① こどもの権利擁護の推進

児童養護施設等に入所するこどもに対しては、「子どもの権利ノート」の配付やサポートケア（児童相談所職員による個別面談）の実施などにより、こどもから意見を聴く取組を実施しています。こどもがより意見を表明しやすい環境づくりが必要です。

■ 取組の方向性

① こどもの権利擁護の推進

「子どもの権利ノート」の配付やサポートケアのほか、こどもが悩みや不満、措置の内容に関する意見等を自ら表明できるよう支援を行い、こどもの権利擁護にかかる環境整備に取り組めます。

(3) 社会的養護経験者等に対する支援

○ 現状と課題

① 児童養護施設等で暮らすこどもの自立への支援

社会的養護経験者（ケアリーバー）等が社会で孤立せず自立した生活が送れるよう、支援体制の更なる充実が必要です。

■ 取組の方向性

① 児童養護施設等で暮らすこどもの自立への支援

施設等におけるこどもの自立に向けた日常生活上の援助や就業支援、社会的養護自立支援拠点における社会的養護経験者（ケアリーバー）等に対する相互交流の場の提供や相談支援など、施設入所中から退所後も含めた支援の充実に取り組めます。

3. ひとり親家庭等の自立支援の推進（子ども家庭課）

ひとり親家庭等の自立を促進するためには、「収入を安定的に得ることができる仕事を確保すること」、「経済的支援や子育て支援など生活の安定を図ること」、そして、「ひとり親家庭のこどもたちが夢と希望を持って育つことができる環境を整えること」が重要です。さまざまな家庭環境にあるこども達も、安心して暮らすことができ、希望する未来に進むことができる環境づくりを進めます。

○ 5年後に目指す姿

指標	現状	令和 11 年度
困りごとについて頼れる人がいない人の割合	「重要な事柄の相談」 14.4%（令和 3 年度）	全国平均以下

◆市町村との連携（子ども・子育て支援法第 62 条第 2 項第 6 号）

市町村における児童扶養手当現況届提出時、離婚届や転入届提出時、保育所の手続時など、市町村と連携して支援制度の情報を確実に届けます。

○ 現状と課題

令和 2 年の国勢調査では、本県のひとり親家庭の世帯数は、母子世帯は 6,795 世帯、父子世帯は 1,193 世帯となっています。

母子家庭の年間就労収入は、200 万円未満の世帯が約半数を占め、家計が苦しいと感じている割合は、7 割を超えていることから、就業のための支援を行うとともに、経済的に自立できるまでの間については、各種制度による経済的な支援が必要です。

また、ひとり親家庭への主な支援制度や支援機関を知らない世帯が約 3 割を占めており、必要な支援が確実に届くよう情報提供体制の強化が必要です。

養育費を受けている世帯の割合は、母子世帯 25.9%（前回 22.1%）、父子世帯 7.0%（前回 4.2%）と全国平均を下回っており、養育費の確保に向けた取組が必要です。

■ 取組の方向性

（1）ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援

①ひとり親家庭への経済的支援

児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金、ひとり親家庭医療費助成など各種制度による経済的支援を実施します。

②ひとり親家庭に対する子育て・生活支援

子育てと生計の維持を一人で担っているひとり親家庭の保護者が、働きながら安心して子育てができるようにするためには、子育て面や生活面での支援が重要です。そのため、住居への支援や多様な子育て支援サービス等の充実、子どもの居場所づくりに取り組みます。

③ひとり親家庭の就労支援

ひとり親家庭の自立のためには、まずは、安定した収入が確保できる職業に就くことが重要です。

ひとり親家庭支援センターでは、高知家の女性しごと応援室やハローワーク等と連携し、一人ひとりの状況に応じた就業相談や、就業情報の提供など、ニーズに応じたきめ細かな就業支援に取り組めます。

また、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金などの資金面での支援を実施します。

（２）ひとり親家庭に対する相談支援の強化

ひとり親家庭支援センターでは、ひとり親家庭等の総合的な相談窓口として、就業や生活などの相談内容に応じて、関係機関と連携して相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な関係機関につながります。

また、時間や場所を気にせず相談できる LINE 相談や、遠方からでも相談できるオンライン相談を周知し、利用促進を図るとともに、「ひとり親家庭支援センター公式 LINE」を活用し、資格取得に役立つ各種給付金制度や、手当・貸付・奨学金等の経済支援制度などの情報について、プッシュ型で情報提供します。

（３）養育費確保及び親子交流への支援

弁護士等による個別法律相談の実施や、養育費の取り決め等にかかる手続き費用への支援など、養育費の確保に向けた支援を行うとともに、親子交流に関する情報提供を行います。

4.少年非行防止対策の推進（子ども家庭課）

少年非行の問題には、行政と民間等の垣根を超えて、多様な関係機関や家庭などを巻き込み、地域が一体となって進めていく姿勢が必要です。

○ 5年後に目指す姿

指標	現状	令和 11 年度
再非行率	29.7% (R5)	全国平均レベルに低減

◆市町村との連携（子ども・子育て支援法第 62 条第 2 項第 6 号）

不適切な養育環境が非行につながる大きな要因の一つとして挙げられており、妊娠期や出産・育児期に養育上の支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要な支援が適切に行える体制が必要です。児童相談所は、関係機関との連携を密にして、一体となって、こどもたちや家庭への支援・援助を行います。保育所や学校は、こどもや家庭の状況の把握と関係機関等への情報提供に努める一方、支援が必要な家庭に対しては、市町村の家庭相談担当部署と児童相談所が連携して相談援助を実施します。

○ 現状と課題

本県では、少年非行の憂慮すべき状況を踏まえ、平成 25 年 6 月に「高知家の子ども見守りプラン」を策定し、「予防対策、入口対策、立ち直り対策」の 3 つの成果目標を掲げ、県の関係機関（知事部局、教育委員会、警察）が連携し、非行防止等の対策を推進しています。

■ 取組の方向性

（1）非行防止・相談活動等の推進

- ・少年サポートセンターが主体となり、県内の立ち直り支援の拠点となるよう、関係機関と連携した一層の取組強化を図ります。
- ・「青少年の万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動に関する協定」締結企業等と連携し、各店舗での声かけや見守りの取組を強化して入口型非行の予防に取り組みます。
- ・少年が安易な考えから犯罪行為に手を染めたり、SNS に起因する犯罪被害に遭った児童数が高い水準で推移していることを踏まえ、スクールサポーターの配置数を確保できるように取り組んでいきます。
- ・防犯診断・指導による少年の入口型非行の防止や、飲酒・喫煙行為（不良行為）の防止に取り組みます。

（2）非行防止教育等の推進

- ・小中高を対象に、非行防止教室を開催し、その時々での注意喚起すべき情報についてタイムリーに取り上げ、入口型非行を中心とした非行を予防します。
- ・県担当課・保健所、県教育委員会、県警察等が連携し、県内小・中・高等学校、大学等において薬物乱用防止教室を開催するとともに、教室の実施について学校への周知を行います。

(3) こどもの立ち直りを支援し、社会で孤立させないための取組の強化

- ・児童相談所では、支援が必要なこどもに対し、こどもが抱える問題やこどもの置かれた家庭環境などの状況に応じて、こどもと家庭に最も効果的な支援を実施します。
- ・希望が丘学園では、学園内での日常生活において、生活指導や社会性を身に付けるための取組を通じて、こどもの立ち直りと自立を支援します。
- ・少年サポートセンターでは、警察、教育、福祉との連携による、こども一人ひとりに応じた支援を行います。

(4) こどもが自立した社会生活を営む基礎づくり

- ・県に登録している見守り雇用主の事業所で、20歳未満の未就労かつ未就学者を対象として就労体験講習を実施しています。事業の周知を強化し、無職少年等の自立に向けて、引き続き、就労体験講習事業の取組を推進します。

5. 障害児施策の充実等（障害福祉課）

障害のある子どもが、その持てる能力を伸ばしていけるように、できるだけ早い時期、障害の疑いのある段階から、子どもやご家族にとってより身近な地域で専門的な療育支援が受けられるよう、障害児通所支援事業所の整備等について、高知県障害児福祉計画に位置付け、必要なサービスの確保を図っていきます。併せて、障害児通所支援などの専門的な支援を利用することにより、障害の有無に関わらず、すべての児童、生徒が共に地域社会で成長できる体制づくりを目指していきます。

（１）発達障害のある子どもと家族への支援

○ 5年後に目指す姿

指標	現状（令和6年度）	令和11年度
児童発達支援センターの設置数	6か所	調整中 参考：12か所（R8）
市町村等における巡回支援の実施	10市町村等	調整中 参考：全市町村等（R9）

※第7期高知県障害福祉計画・第3期高知県障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）及び日本一の健康長寿県構想（令和6年度～令和9年度）の改訂に併せてKPIを設定します。

◆市町村との連携（子ども・子育て支援法第62条第2項第6号）

早い段階から発達の気になる子どもを地域で支援する仕組みづくりや、地域の保健、医療、福祉、教育などの関係者が連携した支援体制の構築など、市町村と連携して進めます。

○ 現状と課題

市町村の乳幼児健診等において、専門職（心理職や言語聴覚士等）が関与する体制が整備され、発達が気になる子どもを早期に発見し、早期支援に繋がっています。身近な子育て支援の場であり、多くの子どもが通っている保育所等の対応力は、母子保健や福祉サービスとの連携により高まりつつありますが、より一層連携するためには、専門職を活用した巡回支援などが必要です。

専門的な療育支援を行う児童発達支援などの障害児通所支援事業所は、施設整備や専門人材の養成などにより増加してきています。一方で、自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童生徒数は大幅に増加してきており、今後も障害児通所支援を利用する子どもたちは増加する見込みであるため、事業所の整備が必要です。また、発達障害のある子どもや家族が住みやすいと感じられていない（R4 高知県障害者計画策定に向けたアンケート調査）ことから、県民への発達障害の正しい理解の推進も必要です。

■ 取組の方向性

（ア）身近な地域における子どもと家族への支援

乳幼児健診等で早期に発見し、子どもの状況に応じた適切な支援を早い段階から地域で行う体制づくりを推進します。また、早期に子どもの支援を行うためには、保護者の理解の促進や不安な気持ちに寄り添った支援が必要であるため、身近な子育て支援の場と連携して、保護者への支援も併せて実施していきます。

- ペアレント・トレーニング・ペアレントプログラムの実施やペアレントメンターによる相談・座談会の開催などによる家族支援の充実
- 乳幼児健診や健診後のフォローアップの場での言語聴覚士、心理職などによる助言等の実施
- 専門職を活用した巡回支援等の実施（医療・福祉・教育の連携の推進）
- 保育士等の支援力向上に向けた研修会等の実施
- 就学や進学における支援内容の確実な引継ぎを推進
- 教員への研修など特別支援学級における指導の充実に向けた支援

（イ）ライフステージに応じた専門的支援

高知ギルバーク発達神経医学センターや高知大学医学部寄附講座「児童青年期精神医学講座」による専門医師や心理職の養成し、県内の診療体制を拡充・強化していきます。また、不登校やうつなど子どもの心の問題に対応するための地域連携体制を強化していきます。さらには、身近な地域で専門的な療育支援が受けられるよう、障害児通所支援事業所の人材の養成に取り組みます。

- 高知ギルバーク発達神経精神医学センターによる研究協議や学習会等による医師等の養成・育成の促進
- 高知大学医学部寄附講座による専門医師及び心理職の養成
- 高知大学医学部に委託している「心の診療ネットワーク」事業による、不登校やうつなど子どもの心の問題に対応するためケース相談会の実施や地域連携体制の強化
- 障害児通所支援事業所を対象に発達障害の特性や支援方法などを学ぶ体系的な研修の実施

（ウ）発達障害の正しい理解の推進

支援者をはじめとする県民に対して、発達障害の正しい理解を推進します。

- 子どもの発達や子育てのポイントをまとめたリーフレットの配布（市町村での活用）
- 住民を対象とした「発達障害の理解を深めてもらうため」の講演会への講師派遣
- 世界自閉症啓発デーに合わせたライトアップや啓発イベントの実施

（２）特別な支援を必要とする医療的ケア児や重度障害児等への支援

○ ５年後に目指す姿

指標	現状（令和６年度）	令和１１年度
医療的ケア児等コーディネーター人数	133名（R5）	調整中 参考：210（R9）
訪問看護師等の実技研修受講者	23名（R5）	調整中 参考：60名（R9）

※第７期高知県障害福祉計画・第３期高知県障害児福祉計画（令和６年度～令和８年度）及び日本一の健康長寿県構想（令和６年度～令和９年度）の改訂に併せて KPI を設定します。

◆市町村との連携（子ども・子育て支援法第 62 条第 2 項第 6 号）

事業の実施にあたっては、事業主体である市町村と連携して進めます。

○ 現状と課題

令和6年5月現在、人工呼吸器などのケアを必要とする県内の医療的ケア児は107名（未就学児52名、就学児55名）で、このうち、保育所に22名、地域の学校に22名、特別支援学校に31名（通学28名、訪問教育3名）が在籍しており、就園・就学の希望を踏まえて、保育所・学校等で医療的ケアができる看護師等の育成・確保が必要です。あわせて、家族の負担を軽減するには、訪問看護サービスやレスパイトの機会の充実に図るため訪問看護師等育成・確保も必要です。

県では医療的ケア児やその家族からの相談に対応する総合的な拠点「きぼうのわ」を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを養成していますが、コーディネーターの支援力向上を図る必要があります。

災害時における避難や支援のため、個別避難計画・災害時個別支援計画の早期策定が必要です。

■ 取組の方向性

（１）家族のレスパイトと日常生活における支援の充実

医療的ケアを行う訪問看護師等を養成するとともに、ご家族の負担軽減に訪問看護師を活用したレスパイトなどに取り組みます。

●看護師等の育成・確保

- ・地域で小児に対応できる訪問看護師の育成を実施（高知県立大学の寄附講座）
- ・小児在宅医療に関する国の人材育成講習会への助成（医師、看護師等）
- ・医療的ケア児に対応できる人材の養成（手順書による実践研修）

●家族の介護負担を軽減するため訪問看護師等によるレスパイトの実施

（２）保育所、学校等における医療的ケアの推進

医療的ケア児を保育所や学校等での受入を推進するため、学校看護師の育成・確保や保育所等における受入体制の整備を促進します。

- 医療的ケア児の学校における看護師等の育成・確保（医療的ケア看護職員等への研修の実施、巡回看護師の配置）
- 保育所等への加配看護師等の配置や備品購入に係る経費の助成

（３）医療的ケア児支援センターを中心とした相談支援体制の充実

医療的ケア児等支援センターきぼうのわによる家族からの相談対応や支援者への助言を行います。また、医療的ケア児等コーディネーターの養成に引き続き取り組むとともに、コーディネーターの支援力向上に取り組んでいきます。さらには、災害時の個別避難計画・個別支援計画の作成を促進します。

- 「重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターきぼうのわ」において医療的ケア児とその家族からの相談への対応
- 「医療的ケア児等コーディネーター」の養成とコーディネーター間での情報共有や事例検討などによる支援力の向上
- 災害時における個別避難計画・災害時個別支援計画の市町村・関係者向けの説明会実施や計画作成へのコーディネーターをはじめ福祉専門職の活用などによる作成促進